

下野市だれもが輝く 男女共同参画社会づくり条例を 制定しました

かねてより検討を進めていた下野市における男女共同参画を推進するうえで基本となる条例が、4月1日から施行されましたので、お知らせします。

今後は、条例に基づいて、男女共同参画に関する施策を推進することになります。

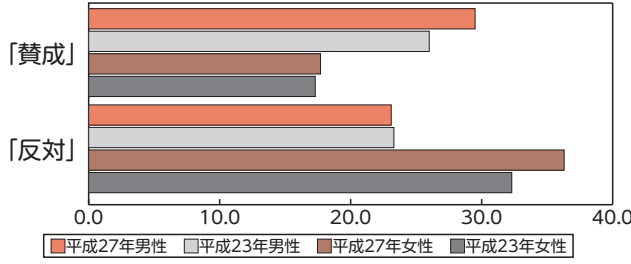
男女共同参画社会とは？

地域に住む男性や女性が自らの意思で社会のさまざまな活動に参画でき、それぞれの能力や個性を発揮しながら、ともに責任を分かちあうことです。

「男だから、女だから」という理由で生き方や人生の選択が制限されたり、機会が奪われたりするようなことがあつてはなりません。

しかし、「男女共同参画に関する市民アンケート調査」(下野市)の平成23年と平成27年の結果を比較してみると、市民の意識に大きな変化は見られないことが分かります。こうしたことから、少子

“夫は外で働き、妻は家庭を守るべき”という考え方についてどう思いますか



性別役割分担に対する考え方(男女別)
「男女共同参画に関する市民アンケート調査」(下野市)

条例の目的

男女共同参画の推進に関する基本理念を定め、市、市民、事業者及び市民団体等の責務を明らかにし、基本施策を総合的かつ計画的に推進し、男女共同参画社会の実現を目指します。

7つの基本理念で推進します【第3条】

男女共同参画を推進するための基本的な考え方として、7つの事項を掲げています。

- 1 男女の人権を尊重すること
- 2 性別による固定的な役割分担意識にとらわれず、男女が多様な生き方を選択できるように、社会の制度や慣行を考えること
- 3 方針の立案・決定に男女が共同して参画できること
- 4 男女が協力して、子育てや介護等の家庭生活における活動と職場、学校、地域等の社会における活動を両立できること
- 5 男女が互いの性差を理解しあい、生涯を通じて異なる健康上の問題について留意し、健康的な生活を送ること
- 6 国際社会との協調のもと男

7 男女共同参画を推進すること
7 男女の性別にとどまらず、性同一性障がい等を有する人等あらゆる人の人権に配慮すること

みんなで取り組もう！ それぞれの役割！

【第4条】第7条

男女共同参画社会を実現するためには、市、市民、事業者及び市民団体等が相互に連携、協力することが必要なことから、それぞれの責務を定めています。

市民のみなさんは

■ 家庭、地域、学校、職場などあらゆる分野において男女共同参画を推進しましょう。
■ 市が実施する男女共同参画施策に協力するよう努めましょう。

事業者のみなさんは

■ 事業活動において、積極的に男女共同参画の推進に取り組ましましょう。
■ 仕事と家庭・地域活動などが両立できるよう。職場の環境整備に努めましょう。
■ 市が実施する男女共同参画施策に協力するよう努めましょう。

市民団体等のみなさんは

■ 団体の運営や活動方針の決定等において、男女が共に参画する機会を確保するよう努めましょう。
■ 市が実施する男女共同参画施策に協力するよう努めましょう。

市は

■ 男女共同参画施策を策定し、実施します。
■ 市民・事業者・市民団体等や国・県・他の自治体等と相互に連携・協力します。

